**"本データを利用して発表や著作物の刊行等を行う場合は、参照元として「医療・ヘルスケア政策データアーカイブ」の名称と本サイトURLの明記をお願いします。https://jmhp-data-archive.com/**

**なお、データの完全な正確性は保証しかねます。データを利用する際は、原典を確認することを強くお勧めします。"**

優生保護法逐条通牒 「優生保護法施行に関する件凡例

・旧字は新字になおし、異体字はママとした。

・歴史的かなづかいは現代かなづかいになおした。

・判読不能な文字については■で表記した。

・書き起こし担当者による注記は「［］」で全て記載を行っている。

・資料上に登場する「［］」は「｛［］｝」と記載している。

・留意点については赤字で強調した。

優生保護法逐条通牒

**通し番号１**

**健康保険医等の標示に関する件**

{［医発第六三〇号］}

{［昭和二十三年十二月六日］}　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　{［厚生省医務局長］}

予防課長

都道府県知事殿

健康保険医等の標示に関する件

健康保険医の指定を受けた者は、昭和二十三年厚生省令第三十二号

第四条所定の標識を掲げることを要するが、右以外の方法で、健康保険医である

ことゝ広告することは、医療法第三十九条に違反するものであるから、右諒承の上

可然御指導願いたい。

　なお優生保護法第十二条の規定により、指定を受けた医師についても、右と同様に

近く公布予定の省令によって定められた一定規格の標識を掲げることは許されるはず

であるが、それ以外の方法で優生保護法の指定医であることを広告することは同じく

医療法第三十九条に違反するものであるから該当事項がある場合は、厳に御取り締り

願いたい。

　　追而最近日刊新聞紙上に優生保護法の指定医に関する広告がなされた例■

　　あるので、今後かゝることのないように関係者の注意を喚起せられたい。

　厚生省告示第七十二号にて改正

**通し番号２**

**優生保護法逐条通牒　第3条3～5、第13条1～2、第17条1**

第三条

３　法第三条第二項及び法第十三条第三項中の「配偶者が知れないとき」とは、必ずしも失踪宣告等の法的な確認がなくとも所在不明により事実上配偶者が知れない場合でたりるものである。

４　「その意志を表示することができない。」とは、３と同様必ずしも法的な確認を要せず、精神病者、白痴又は外地抑留者等が実際上その意志を表示することをできない場合をいうのである。遠隔地への出稼ぎ等の場合配偶者の所在が判明しており、何等かの方法でその意志を表示することが可能であれば、法第三条第二項又は法第十三条第一項による同意を必要とする。

５　法第三条第一項但書の規定は、優生手術をうける者即ち本人に関するものであって、配偶者をも含んでいる意味ではない。なお、未成年者が婚姻をしたときは、これによって、成年に達したものとみなされるのであるから、当然本人及び配偶者の同意が必要である。

（３，４，５、二四・一・六　衛発第一四三号　富山県知事宛　局長名）

第十三条

１　法第十三条第二項の他の医師は、申請者たる指定医師以外の他の医師であればよいのであって、同一病院同科の同僚たる医師でも差し支えない。

２　法第十三条第　［ママ］項第三号中の暴行脅迫とは、必ずしも有形的な暴行行為による場合のみを意味するものではないが、然し和姦である場合には絶対に本法の対象とすることはできない。

（１，２、衛庶第一四三号　二四・一・六　富山県知事宛　局長名）

第十七条

１　地区優生保護委員会の委員（委員長を含む）の出席が三人で、二人の委員が可否両論に立った場合には、委員長も委員会の委員として議事に参加して、裁決を行うことができる。

（二四・一・六　衛発第一四三号　富山県知事宛　局長名）

**通し番号３**

**優生保護法逐条通牒　第12条1**

第十二条

１　優生保護法第十二条の指定医は、都道府県の区域を単位として設立されたる社団法人たる医師会の指定する医師をいうのであって、具体的指定については医師会が独自の立場で指定するものであり、指定の要件等については特に法の規定はない。従って産科、婦人科を標榜しない医師であっても、法第十二条の規定により指定された場合には、本法の指定医師として取り扱われるものであって何等法に抵触するものではない。

（二四・一・一八　衛庶発第八号　■［「愛」カ］媛県衛生部長宛　課長名）

**通し番号４**

**優生保護法逐条通牒　第2条1～2**

第二条

１　法第二条の生殖を不能にする手術の術式は、施行規則第一条各号に列挙してあるが、放射線照射による方法は、一切これを認めない方針であるからこの点特に注意されたいこと。

２　人工妊娠中絶とは、法第二条第二項に規定されているように「胎児が母体外において、生命を保続することのできない時期に」人工的に、胎児を母体外に排出することであるから、人工妊娠中絶が可能であるのは妊娠八月未満であり、八月以上即ち人工早産を行い得るような時期に至ったものについては、本法の適用外とされること。

（１，２、二四・一・二〇　省発衛第三号　知事宛　次官名）

**通し番号５**

**優生保護法逐条通牒　第3条1～2、第9条、第11条、第12条2、第13条3、第16条1、第18条1～4、第20条1**

第三条

１　法第三条第一項但書の規定は、意思決定能力のないものについての適用除外であって、これ等の者に対しては、任意の優生手術を行うことはできない。従ってかかる者に対する優生手術は、その者が第四条以下の規定の適用を受けて、手術を行うべき旨の決定があったときだけであること。

２　法第三条第一項第一号から第三号までの「本人又は配偶者………」という規定は、本人又は配偶者のいづれか一方の側に該当者があれば本人、配偶者の両者に対して第三条の優生手術を行うことができる。即ち、例えば本人の側に該当者があれば、配偶者の側に該当者がない場合でもその配偶者は手術をうけることが出来るという趣旨であって可成り広範囲に適用されるものであることに注意されたいこと。

（１，２、二四・一・二〇　発衛第三号　知事宛　次官名）

第九条

法第九条の訴の提起は東京地方裁判所とすること。　　　　　　　　　　　　　　　　　（二四・一・二〇　発衛第三号　知事宛　次官名）

　（参考条文）

　　行政事件訴訟特例法（昭和二十三年七月一日法律第八十一号）

　　　　第一条　行政庁の違法な処分の取消又は変更に係る訴訟その他公法上の権利関係に関する訴訟については、この法律によるの外、民事訴訟法の定めるところによる。

　　　　第四条　前二条の訴は被告である行政庁の所在地の裁判所の専属管轄とする。

第十一条

法第十一条の優生手術に関する費用の内容は、施行令第五条に掲げてあるのであるが施行令第五条第一号については別に省令をもって規定し、同条第二号及び第三号に関しては、別に告示をもって規定するように社会保険診療報酬一点単価により、これを計算するものとし、施行規則第一条第一号及び第二号の場合は、一五〇点〔輸精管結紮術（両側）の点数を適用する〕第三号及び第四号の場合は、二六〇点（輸卵管結紮術の点数を適用する。）とすること。

（二四・一・二〇　発衛第三号　知事宛　次官名）

第十二条

２　この法律の規定によって人工妊娠中絶を行う場合、実際にその手術を行うことのできる医師は、法第十二条第一項、法第十三条第一項及び法第十五条に規定してあるように、すべて都道府県の区域を単位として設立せられた社団法人たる医師会の指定する医師（指定医師）でなければならないのであって、指定医師でないものは、この法律に基く人工妊娠中絶は行うことができず、若し行った場合には刑法上の堕胎罪を構成するものであること。

（２，３、二四・一・二〇　発衛第三号　知事宛　次官名）

第十三条

３　法第十三条第一項第四号の場合は、その認定は相当厳格に行う必要があり、理由の如何を問わず和姦等にて妊娠したものが、この規定に便乗することのないよう注意されたいこと。

（二四・一・二〇　発衛第三号　知事宛　次官名）

第十六条

１　優生保護委員会の費用に関する事項

　都道府県優生保護委員会に要する経費は全額国庫負担である。地区優生保護委員会に要する経費は、申請者（指定医師）が申請の際納める審査手数料を以て充て従って各都道府県は審査手数料に関する条例を制定されたいこと。なお手数料の基準は概ね三百円とすること。

（二四・一・二〇　発衛第三号　知事宛　次官名）

第十八条　都道府県優生保護委員会

１　都道府県優生保護委員会の委員の人選に関しては、概ね左の標準によって詮■するようにされたい。但し地方の実状によって、このような編成ができ難い場合は、多少の変■は差し支えないこと。なお、地区優生保護審査会についても大体において本委員会の構成を参考として編成するようにされたいこと。追って優生保護委員会（都道府県及び地区）成立の場合は、その名簿を各委員会について二部宛送付されたい。

都道府県優生保護委員会

委員

副知事

衛生部長（東京都においては衛生局長）

地方裁判所判事

地方検察庁検事又は警察隊長

官公立医科大学教授（精神科又は内科）又は官公立病院医長（精神科又は内科）

都道府県医師会長

開業医師

民間有識者

民生委員

幹事

優生保護法主管課長

優生保護法担当主任二級技術吏員又は二級事務吏員

書記

優生保護法主管課の三級事務吏員又は三級技術吏員

２　法第十八条第一項の都道府県優生保護委員会の委員の定数十人中五人は官公吏から他の五人は民間から、又地区優生保護委員会の委員の定数五人中二人は官公吏から、他の三人は民間からそれぞれこれを命ずるように取計らわれたいこと。なお、地区優生保護委員会の委員の定数五人中少くとも二人は当該委員会の性格上、母性保護に関して理解のある女子を入れるように取り計らわれたいこと。又地区優生保護委員会の官公吏の委員のうちにはなるべく保健所の所長を加えるようにされたいこと。

３　優生保護委員会の委員は、都道府県と地区とは、人選上、止むを得ない場合には同一人が両委員会の委員になることは妨げないこと。

４　法第十八条第二項の臨時委員には定数はないのであるから、必要がある場合に、適宜地方の実情に応じて命ずるようにされたいこと。

（１、２、３、４　二四・一・二〇　発衛第三号　知事宛　次官名）

第二十条

１　優生結婚相談所を都道府県が設置しようとするときは、法第二十一条に基いてこれを行い、市区長村及び私人（法人を含む）が設置する場合は法第二十二条の適用を受けるものであること。

（二四・一・二〇　発衛第三号　知事宛　厚生次官名）

**通し番号６**

**優生保護法逐条通牒　第12条3**

第十二条

３　任意の人工妊娠中絶において、法第三条第一項の第一号から第三号までを適用するときに、「本人又は配偶者………」の意味は、優生手術の場合と同様であって、例えば本人（妻）の側に該当者がある場合に手術を受け得ることは（夫）の側に該当者あれば本人（妻）は手術をうけることができるという趣旨であること。

（二四・一・二〇　発衛第三号　知事宛　次官名）

**通し番号７**

**優生保護法逐条通牒　第25条1～2、第28条1**

第二十五条

１　法第二十五条の規定によれば、法第十二条の任意の人工妊娠中絶の場合の届出規定がないので、妊娠四月以降のものについては一応死産の届出のみを行うことになるが、四月未満のものについては、何等の届出がないため、実施の状況を数的に知ることは全く不可能となる、従って正確な人工妊娠中絶の統計を作成することが困難となり、人口問題の基礎資料作成上甚だ不都合が生ずるので、この点に関しては強制はできないが、つとめて地方の医師会等を通じ指定医師が自発的に届け出るよう指導されたい。なお、届出のあった場合は、施行規則中に規定されている別記様式第十号に準じた様式を作成し翌月十日迄に報告されたいこと。

２　指定医師が法第十五条の規定による人工妊娠中絶の手術を行った場合に、妊娠四月以上七月の終りまでの場合には昭和二十一年厚生省令第四十二号の死産の届出に関する規定によって届出を行うのであるから、この場合は法第三十七条の規定によって法第二十五条による届出は行わなくても違法とはならない。然し実際問題としては、死産の届出をした場合でも、更に本法の妊娠四月未満の場合と同様に成るべく届け出るよう、医師会を通じ指定医師を指導されたいこと。

（１，２　二四・一・二〇　発衛第一〇号　知事宛　次官名）

第二十八条

１　法第二十八条の規定は、健康者が経済的理由とか単なる産児制限のためとか、出産によって容ぼうが衰えることを防ぐためとか、或は性的放縦の結果、子供ができることを防ぐため等、この法律の目的以外に利用するのを防ぐため、この法律で認められている理由がない限り断種手術を行うことを禁止したものである。従ってこの法律の規定による場合、又は医師が医療の目的のため正当業務として行う場合以外に優生手術を行うことはすべて禁止され、若しこれを行えば法第二十八条違反として法第三十三条の罰則が適用されるものであること。

（二四・一・二〇　発衛第一〇号　知事宛　次官名）

**通し番号８**

**優生保護法逐条通牒　第17条2**

第十七条

２　委員会の招集等は、委員長がその職名において行うものである。

（二四・一・二九　衛庶第二八号　岐阜県衛生部長宛　課長名）

**通し番号10**

**優生保護法逐条通牒　第3条6**

第三条

６　法第三条第一項第二号の本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が、遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱等を有しているか否かの認定は、本人の口頭申立のみによらずに、医師が自己の責任において充分調査して判断すべきであり、任意の優生手術及び人工妊娠中絶の手術の実施については特に慎重を期して行うよう医師を指導せられたい。

（６、二四・二・三　衛庶第二八号　岐阜県衛生部長宛　課長名）

**通し番号11**

**優生保護法逐条通牒　第18条5**

第十八条

５　地区優生保護委員会の幹事及び書記は優生保護法施行令第四条第二項に規定する如く都道府県知事が当該都道府県の事務吏員又は■［「技」？カ］術吏員の中からこれを任命するものである。従って市立の保健所に設置された地区優生保護委員会の書記及び幹事についても都道府県の吏員たることを要するものであって市の吏員を幹事及び書記として任命する場合には、都道府県の吏員として兼務させるよう取り計らわれたい。

（二四・二・三　衛庶第二九号　衛生部長宛　課長名）

**通し番号12**

**優生保護法逐条通牒　第13条4**

第十三条

４　優生保護法第十三条により指定医師が人工妊娠中絶を行うことの適否に関する審査を申請する場合に、何処の地区優生保護委員会に対してこれを行うべきかについて特に法の規定は存しないが、この場合には指定医師の居住する地区又は人工妊娠中絶の手術を受ける者の居住する地区の何れかの地区優生保護委員会に対してこれを行うものと解釈されたい。又何れか一方の地区優生保護委員会に対して審査の申請を行った場合には、当該委員会は法第十四条により人工妊娠中絶を行うことの適否を決定するのであって、この場合には他の地区優生保護委員会に対する審査の申請を行うことはできないものと解釈されたい。

（二四・二・一〇　衛発第一五五号　知事宛　局長名）

**通し番号13**

**優生保護法逐条通牒　第12条5、第25条3**

第十二条

５　指定医師以外の医師が人工妊娠中絶を行う事ができる場合は、母体の生命が危険に瀕する場合、例えば妊娠中の者が突然子宮出血を起したり又は子癇の発作が起って種々の危険症状を呈し、急速に胎児を母体外にだす必要ある場合等の緊急避難行為として行う場合である。

（二四・二・一二　衛庶第四一号　京都府衛生部長宛　課長名）

第二十五条

３　法第十二条による人工妊娠中絶の届出を貴県施行細則に規定して、これを強制する事はできないが、次官通牒にある如く、医師会等を通じ積極的に届け出るよう指導されたい。

（二四・二・一二　衛庶第四一号　京都府衛生部長宛　課長名）

**通し番号14**

**優生保護法施行令第五条第一項の手術料及び入院料の額**

優生保護法施行令第五条第一項の手術料及び入院料の額（昭和二十四年二月二十四日厚生省告示第三十号）

優生保護法施行令第五条第一項の手術料及び入院料の額（昭和二十四年二月二十四日厚生省告示第三十号）

優生保護法施行令（昭和二十四年政令第十六号）第五条第二項の規定に基き優生保護法施行令第五条第一項の手術料及び入院料の額を次のように定め昭和二十四年九月十一日から適用する。

優生保護法施行令第五条第一項の手術料及び入院料の額

優生保護法施行令第五条第一項の手術料及び入院料の額については昭和十八年厚生省告示第六十六号（健康保険法及び船員保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法）を準用する。

（参考）

健康保険及び船員保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和十八四［ママ］年二月厚生省告示第六十六号）

　　一、医師及ビ歯科医師タル保険医ニ付キ療養ノ給付又ハ療養ヲ受クル場合ハ別表ノ診療報酬点数表及歯科診療報酬点数表ニ基キ一点ノ単価ヲ甲地ニ在リテハ十一円、乙地ニ在リテハ十円トシテ之ヲ算定ス。

　　ニ、保険薬剤師ニ就キ薬剤ノ支給ヲ受クル場合ハ別表ノ調剤報酬点数表ニ基キ之ヲ算定ス。

　　三、特別ノ事由アルトキハ前各号ニ依リ算定スルノ外都道府県知事ハ厚生大臣ノ承認ヲ得テ療養担当手当ヲ別ニ定ムルコトヲ得。

　　備考

　　一、甲地トハ東京都（島嶼ヲ除ク）、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、川崎市、芦屋市、西宮市、及尼崎市ヲ謂フ。

　　ニ、乙地トハ甲地以外ノ地域ヲ謂フ。

　　　診療報酬点数表（抄）

　　　　輸精管結紮術（両側）　　　　　　　　　　　　　　一五〇点

　　　　輸卵管結紮術　　　　　　　　　　　　　　　　　　二六〇点

　　　　入院料

　　　　　食事ノ給与アル場合一日ニ付　　　　　　　　　　　二〇点

　　　　　食事ノ給与ナキ場合一日ニ付　　　　　　　　　　　一〇点

　　　　　　但シ完全看護又ハ完全給食ヲ為シタル場合ハ一日ニ付ソレゾレ２点ヲ加算ス

**通し番号15**

**優生保護法逐条通牒　第13条6**

第十三条

６　優生保護法第十三条による人工妊娠中絶の審査の申請を行う場合の審査手数料は、申請者たる指定医師が納めるものである。

（二四・三・二六　衛庶第九一号　愛知県衛生部長宛　課長名）

**通し番号16**

**優生保護法逐条通牒　第16条2**

第十六条

２　地区優生保護委員会は優生保護法に基いて人工妊娠中絶に関する適否の審査を行うものであって、優生手術に関する適否の審査を行う都道府県優生保護委員会とはその行う事務の性質を異にする。即ち、優生手術に関する適否の審査は、民族優生と云う国家的見地から国民の素質を向上せしめる事を目的とするものであるが、人工妊娠中絶に関する適否の審査は、当該都道府県の住民の福祉の増進を目的とする色彩が強いのである。従って地区優生保護委員会に関する事務は都道府県に対する国の委任事務と解釈の上、その経費については昭和二十四年一月二十日附次官通知にある如く、審査手数料に関する条例を定め、この手数料を以て充てられたい。この場合には地方自治法第二百二十二条による特定の個人のためにする事務として同法第二百二十三条に基いて条例を制定するものである。なお、これらの点に関しては法制局及び地方財政委員会とも協議了解済みである。

（二四・四・五　衛庶第一〇五号　鹿児島県衛生部長宛　課長名）

**通し番号19**

**優生保護法逐条通牒　第12条6、第13条7～8、第25条4**

第十二条

６　優生保護法第十二条の規定により、都道府県の医師会が指定医師を指定した場合の指定の効力に関しては、特に法の規定は存しないから、貴県に於て医師会と協議の上、指定医師が他府県に転出した場合には、その指定を取り消すと共に、他府県より転出して来た指定医師に対しては、貴県医師会で新たな指定を行うよう取り扱うことが適当である。

（二四・四・三〇　衛庶第二三号　岡山県知事宛　局長名）

第十三条

７　法第十三条の規定により指定医師が人工妊娠中絶の適否に関する審査の申請をなし、法第十四条により人工妊娠中絶を行う事が適当であるという決定があった場合には、申請者たる指定医師以外の指定医師であっても、法第十五条に基き人工妊娠中絶を行う事ができるのである。従って申請者たる指定医師が他府県の指定医師に依頼して人工妊娠中絶を実施せしめても差し支えない。

８　優生保護法第十三条により人工妊娠中絶の審査の申請を地区優生保護委員会に対して行った後、人工妊娠中絶の手術を受けるべき者が、地区優生保護委員会の決定前に他府県に転出した場合に、当該地区優生保護委員会に対する申請を取り消す必要はないのであって、この場合には、法第十四条により地区優生保護委員会は審査の結果を申請者たる指定医師に通知し、指定医師よりその結果を手術を受くべき者に通知すれば足るものである。

（７，８、衛庶第二三号　二四・五・四　岡山県知事宛　局長名）

第二十五条

４　人工妊娠中絶手術実施報告書は、手術実施地の都道府県知事宛提出するものである。

（二四・五・四　衛庶第二三号　岡山県知事宛　局長名）

**通し番号21**

**優生保護法逐条通牒　第20条2**

第二十条

２　施行規則第十三条の規定は法第二十二条第一項により国以外の者が優生結婚相談所を設置しようとする場合の設置の許可の基準を定めたものであること従って都道府県（保健所法施行令第一号に規定する市を含むが）優生結婚相談所を設置する場合と本条の基準とは必ずしも一致する必要はないのであるが都道府県に設置する場合もなるべくこの基準に準ずるよう考慮されたいこと。

（二四・五・四　発衛第四六号　知事宛　次官名）

**通し番号22**

**優生保護法逐条通牒　第22条1**

第二十二条

１　規則第十三条第一号の規定により優生結婚相談所におくべき医師は優生結婚の相談に応ずる能力のある者であると共に受胎調節の相談にも応ずることのできる能力のある者であること。

　規則第十三条第二項は認可に当っての基準であるが認可後これに違反するに至ったものについてはその認可を取り消すことがある。

（二四・五・四　厚生省発衛第四六号　知事宛　次官名）

**通し番号24**

**優生保護法逐条通牒　第12条**

優生保護法第十二条の規定により指定医師が任意の人工妊娠中絶を行った場合の届出に関しては昭和二十四年一月二〇日厚生省発衛第三号「優生保護法施行に関する件」（第二十五条の１）を以て通知したところであるが人工妊娠中絶の実施の状況を把握することは同法の適正な施行を図るため必要なことであるから更にこれが励行を指導督励するとともに特に必要がある場合は医療法第二十五条に基いて病院又は診療所の管理者から左記要領に従い報告を徴取するようせられたい。

記

一、報告は人工妊娠中絶を行った日から七日以内に行わせること

二、報告の様式は次の通りとする

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 手術を行った場所及び  日時 | 人工妊娠中絶を受けた  理由 | 人工妊娠中絶を受けた  者の年齢及び職業 | 優生保護法第十二条による人工妊娠中絶実施報告書 |
|  |  |  |
| 妊娠月数 |
|  |

　右の通り報告します。

　　年　　月　　日

病院又は診療所名

　　管理者　　氏　　名　　　　　　　　　　㊞

（二四・五・九　衛発第四九〇号　知事宛　公衆衛生局長　医務局長）

**通し番号25**

**優生保護法逐条通牒　第13条19**

第十三条

19　健康保健［ママ］における任意の優生手術及び人工妊娠中絶の保険給付等については、優生保護法第三条第一項の規定による任意の優生手術及び第十三条第一項の規定による人工妊娠中絶に対しては医療の給付を行うも、法第十三条第一項第二号のうち単に経済的理由により母体の健康を害う虞れがあるものとして人工妊娠中絶を行う場合には、医療の給付を行わない旨厚生省保険局医療課長から各都道府県民生部保険課長に対して通知されているが、同通知は、疾病保険としての健康保険の性質に基き、例えば、現に疾病はないのであるが単に経済的理由により健康を害する虞れがあるために人工妊娠中絶をうけるような場合には、保険給付は行わず、疾病による理由が併せて考慮されているものについては、保険の給付が行われると云う趣旨である。

なお、国民健康保険については、各組合独自の立場より給付の対象が決定されるものであるが右の健康保険の給付から除外されている人工妊娠中絶についても、給付が行われるよう指導されたい。

（二五・五・一八　衛庶第五二号　衛生部長宛　課長名）

**通し番号26**

**優生保護法逐条通牒　第17条4**

第十七条

４　審査会における審査は一面迅速性を必要とするが他面適正慎重な審査を要するものであるから、審査の迅速性を尊重するため審査の内容が形式的なものに陥らないよう注意されたい。

（二四・六・一七　衛庶第一七四号　衛生部長宛　課長名）

**通し番号29**

**優生保護法逐条通牒　第3条7～9、第28条2**

第三条

７　第三条第一項第一号及び第二号において「遺伝性精神変質症、遺伝性病的性格」を「遺伝性精神病質に改めたのは、従来の用語が精神病学上適当でないため、現在の学術用語に統一したもので、実質的には性欲異常、犯罪傾向等を包含しているものであり、又別表を改めたのは前記の理由のほか実際上本法を適用するに不適当な病名があったためであること。

８　第二号中「有し、且つ、子孫にこれが遺伝する虞れのあるもの」を「有しているもの」に改めたのは、第二号中に掲げられている疾病等は当然遺伝する虞れのあるものであるから削ったものであること。

９　第四号中「前条の同意を得なくとも、」を削り「申請することができる。」を「申請しなければならない。」に改めたのは、強制の場合を強化し、本法の優生上不良の子孫の出生を防止する目的の徹底化を図ったものであること。

（７、８、９、二四・六・二五　発衛第八〇号　知事宛　次官名）

第二十八条

２　第二十八条中「優生手術を行ってはならない。」を「生殖を不能にすることを目的として手術又はレントゲン照射を行ってはならなら［ママ］ない。」に改めたのは、従来の規定によれば優生手術とは施行規則中に規定された四種類だけであって、反対解釈すればそれ以外のものは行ってもよいという事にも解せられるので、法律に認められたもの以外は一切禁止する趣旨を明確にしたものであること。

（二四・六・二五　発衛第八〇号　知事宛　次官名）

**通し番号30**

**優生保護法逐条通牒　第17条5**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 審査の結果適当と決定せられた件数 | 審査の決定を来月に持さ［ママ］越した件数 | 総件数 |  |
|  |  |  | 本月において申請を受理したもの |
|  |  |  | 前月に申請を受理し審査の決定を本月に持越したもの |
|  |  |  | 合　　　　計 |

第十七条

５　地区優生保護審査会の人工妊娠中絶の審査状況報告様式

（二四・六・二七　衛庶第一八一号　衛生部長宛　課長名）

**通し番号32**

**優生保護法逐条通牒　第12条9**

第一二条

９　優生保護法第三条第一項第四号に該当する者に対して、法第三条の規定により医師が任意の優生手術を行う場合と第十二条の規定により指定医師が任意の人工妊娠中絶を行う場合とがあるが、この場合の「母体の生命に危険を及ぼす虞れのあるもの」の解釈については、優生手術の場合と人工妊娠中絶の場合とは必ずしも一致するものではない。即ち、優生手術（法第二条）の場合は、将来の妊娠又は分娩を予想して母体の生命に危険を及ぼす虞れがあるか否かを判断するに対して、人工妊娠中絶（法第十二条）の場合には、現在既に妊娠している者について判断するものであるから優生手術の場合には、人工妊娠中絶の場合と異り、将来の妊娠又は分娩との関連において現在の健康状態を慎重に診断の上優生手術を行うことの適否を考慮すべきであって、例えば、優生手術を受くべき者が現在妊娠はしていないが、妊娠することによって症状が漸次悪化し、遂には生命に危険をもたらす虞れのあるような疾病にかかっている場合に、その疾病が治療によって治ゆし得るものであるときは、将来の妊娠を予想して早期に優生手術を行うことは尚早であって、この場合にはその疾病の治療に全力をつくすべきであり、この疾病が治ゆすれば当然生命の危険の虞れなく妊娠又は分娩が可能となるわけであるから、そのような場合は、法第三条第一項第四号に該当しないものと思われる。

（衛庶第一九四号　二四・八・一一　岐阜県衛生部長　課長名）

（参考条文）

医　療　法

　　第二十五条　厚生大臣又は都道府県知事は必要があると認めるときは、病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該官吏若しくは吏員に、病院診療所若しくは助産所に立ち入り、その清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、助産録その他の帳簿書類を検査させることができる。

　　２　前項の規定によって立入検査をする当該官吏又は吏員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときはこれを呈示しなければならない。

**通し番号33**

**優生保護法逐条通牒　第13条14～16、第14条2**

第十三条

14　経済的理由により母体の健康を著しく害する虞があるものについて人工妊娠中絶を行う場合の認定手続

1. 法第十三条第二項の規定により、指定医師が人工妊娠中絶の申請を行う場合には、他の医師及び民生委員の意見書を添えなければならないことになっているが、この場合の他の医師の意見書には、妊娠の状況■［「、」カ］他に疾病があればその疾病の状況、その他身体的状況を記載し、民生委員の意見書には、本人又は本人の属する世帯の経済状態並びに審査手数料の減免が必要と思われるものについてはその旨を記載し、人工妊娠中絶の適否に関する意見等は記載する必要がないこと。
2. 民生委員が意見書に本人又は本人の属する世帯の経済狀態を記載するに当っては、次の要領によること。

(1)現に生活保護法による生活扶助を受けている者についてはその旨を、当該世帯員中に生活保護法による医療の保護を受けている者があるときは、その旨を記載すること。

(2)右以外の場合には、次の方法により認定したその世帯の収支の状況を記載すること。

Ａ　収入の認定

1. その世帯の現在の収入については、生活保護法による生活扶助費支給手続の際における収入の認定指針に準じて認定すること。

この場合例えばぜい沢にわたらない程度の住宅家財道具、生産に必要な器材等又は扶養義務者からの扶養等はこれを収入に見込まないこと。

1. 妊娠の継続又は分娩によって、減少すると認められる収入があるとき例えば、勤労によって収入を得ていた婦人が妊娠の継続又は分娩によって収入を減じ又は収入皆無となるようなときにはその減少額を通常の場合の収入額より差引き収入額を推定すること。

Ｂ　妊娠の継続又は分娩に要する経費の認定を行うこと。

Ｃ　その世帯が通常の状態における最底の生活を維持するための生活費の額を生活保護法の場合における最底生活費認定指針に準じて認定すること。なお、子弟の教育費（義務教育以上の場合を含む。）等が必要なものについてはその必要額を併せ計上すること。

Ｄ　前期（Ａ）（Ｂ）(Ｃ)の認定については、民生委員協議会の議に附すること。但し、緊急やむを得ない場合には、単独で認定を行い事後において民生委員協議会に報告すること。

15　右費用の負担区分

1. 手術の費用について

(1)経済的理由により母体の健康を著しく害する虞のあるものとして人工妊娠中絶の手術を受ける者が貧困のため手術の全部又は一部を支払うことができないものと認定されたときは、生活保護法の医療保護を適用すること。  
この場合において医療保護の要否の決定及び保護の程度の認定その他保護の手続については、本年四月一日社乙発第九二号（生活保護法による医療等の取り扱い等に関する件）通知によること。  
但しこの場合には、本人に交付する医療券に優生保護法第十三条の規定による人工妊娠中絶の手術を行う旨の記載をなすこと。

(2)経済的理由により人工妊娠中絶手術を受けることができる者の範囲と右手術について生活保護法による医療保護を適用する者の範囲とは必ずしも一■するものではないこと。即ち人工妊娠中絶手術を受けることができる者の方が後者よりはるかに範囲が広いのであるから人工妊娠中絶手術を受けることができる者の全部に直ちに医療の保護を適用するようなことのないように留意すること。

(3)この場合の医師は、生活保護法施行令第六条に規定する医師（人工妊娠中絶の場合は、同時に指定医師たることを要する。）であること。

(4)費用の計算については、社会保険診療報酬点数表により計算すること。

(5)生活保護法による医療を適用した場合は、その件数を一、四半期毎に取纏め当省社会局長宛報告すること。

1. 優生保護法第十三条による人工妊娠中絶審査の手数料について

前記（一）の(1)に該当する者について優生保護法第十三条により指定医師が人工妊娠中絶の審査の申請を行った場合には、審査手数料を免除するよう地区優生保護審査会の徴収する審査手数料に関する条例を制定するに当って特に考慮されたいこと。

16　生活困窮者が優生保護法第三条の任意の優生手術、第十二条の任意の人工妊娠中絶及び第十五条の人工妊娠中絶及び第十五号の人工妊娠中絶を受けようとする場合、その費用については前項に準じて取り扱うこと。

（14、15、16、二四・八・一七　衛発第八五二号　知事宛　公衆衛生局長、社会局長名）

第十四条

2　地区優生保護審査会は、申請書、医師及び民生委員の意見書に基いて総合的に判断して人工妊娠中絶の適否を決定するのであるが、この場合の基準は次によること。

* 1. 生活保護法により現に扶助を受けている者及び同法により現に医療の保護を受けている者又はその者の属する世帯の他の世帯員については直ちに人工妊娠中絶を認めて差し支えないこと。
  2. 前号以外の者については、医師の意見書により妊娠状態を確認した上で、前記法第十三条(14)により民生委員の認定した収入並びに妊娠又は分娩に要する経費及び最底生活費を総合的に勘案し、収入額から妊娠又は分娩に要する経費を控除し■[「た」カ]額即ち日常生活のために充てられる額が最底生活費に等しいか最底生活費を下廻る時等生活保護法の適用を受けなければならなくなるような生活困難な状態にある場合には、人工妊娠中絶を認めて差し支えないこと。  
     右に述べたような生活困難な状態にある者とは、例えば救護法実施当時の所謂第二種カードに属する世帯の属する世帯の如きものであって、大体において生活保護法の生活扶助費基準額の十五割程度に相当する生活程度の者と考えられること。

（二四・八・一七　衛発第八五二号　知事宛　公衆衛生局長　社会局長名）

**通し番号36**

**優生保護法逐条通牒　第20条3～4、第23条2**

第二十条

３　優生保護法は、優生結婚相談所類似機関としての受胎調節相談所、人口問題相談所、優生社等の設置を禁止するものではない、即ち民間の受胎調節相談所等の設置は優生保護法の基本目的より見て又現在の社会情勢下において、その事業内容、経営方法が健全確実であるものについては特にこれを禁止する必要がないのである、従ってこれ等優生結婚相談所類似機関が特に（優生結婚相談所）という名称を用いない限り法第二十三条に違反するものでなく当然法第二十九条、第三十条の罰則は適用されない。  
併し乍らこの場合においても次の点等で関係法規の規制を受けることに注意されたい。

* 1. 当該相談所等において医師が単なる口頭による相談に応ずるのみならず、健康診断、採血、ペッサリーの挿入等医行為を行うときは診療所として医師法の適用を受けるから、診療所開設の届出をしなければならない。  
     又医師以外の相談所等の職員が単なる口■［「頭」カ］による調節相談に応ずる以外に前記の行為を行えば医師でない者が医業を行ったことになり医師法第十七条の規定に違反するものとして、同法第三十一条の罰則の適用を受ける。
  2. 病院又は診療所の施設内にこのような相談所等を設置した場合にその相談所等に関する広告は、医療法第三十九条の規定によりこれを行うことはできない。
  3. 相談所等において医薬品の販売を行う場合には薬事法第二十九条の規定に基いて、都道府県知事の登録を受けなければならない。

４　法第二十条は優生結婚相談所に関する定義的規定であって優生結婚相談所の目的事業の内容等を規定したものである。従って類似行為の禁止規定ではない。

(３、４　二四・一〇・四　衛庶第二一〇号　衛生部長宛　公衆衛生局庶務課長　医務局医務課長名)

（参考条文）

医師法

　　第十七条　医師でなければ、医業をなしてはならない。

　　第二十九条　医薬品の販売業を営もうとする者は、店舗を有する販売業者にあっては、その店舗ごとに、配置販売業者にあっては、この営業区域ごとに、当該店舗の所有地又は営業の区域を管轄する都道府県知事の■［「登」カ］録を受けなければならない。但し、医薬品の製造業者又は輸入販売業者が、その製造し、又は輸入した医薬品を医薬品の製造業又は販売業者に販売しようとするとき又は、薬局開設者が医薬品の販売業を営もうとするときは、この限りでない。

２　前項の登録は、毎年十二月三十一日までに、その更新を受けなければ、その効力を失う。

医療法

　　第七条　病院を開設しようとするとき、医師及び歯科医師でないものが診療所を開設しようとするとき、又は助産婦でないものが助産所を開設しようとするときは、開設地の都道府県知事の許可を受けなければならない。

　　２　営利を目的として、病院、診療所又は助産所を開設しようとする者に対しては、前項の許可は、これを与えないことがある。

　　第八条　医師、歯科医師又は助産婦が診療所又は助産所を開設したときは、開設後十日以内に、診療所又は助産所■在地の都道府県知事に届け出なければならない。

　　第三十九条　医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関しては、文書その他如何なる方法によるを問わず、何人も右に掲げる事項を除くの外、これを広告してはならない。

　　　一　医師又は歯科医師である旨

　　　二　第四十条第一項の規定による診療科名

　　　三　病院又は診療所の名称、電話番号及所在の場所を表示する事項

　　　四　診療に従事する医師又は歯科医師の氏名

　　　五　診察日又は診察時間

　　　六　入院設備の有無

　　　七　その他都道府県知事の許可を受けた事項

　　２　前項第四号に掲げる事項を広告するに当っては、その医師又は歯科医師が、常時診療に従事しない者である場合は、その医師又は歯科医師の診療日及び診療時間を併せて広告しなければならない。

　　３　第一項各号に掲げる事項を広告するに当っても、医師又は歯科医師の技能、治療方法、経歴又は学位に関する事項にわたってはならない。

　　４　第一項及び第三項の規定にかかわらず、厚生大臣が特に必要があると認めて定める事項は、これを広告することができる。この場合において、厚生大臣は、その広告の方法についても必要な定をすることができる。

５　厚生大臣は、前項の規定による定をするに当っては、あらかじめ、医療審査議会［「審査会」カ］の意見を聞かなければならない。

６　第一項各号に掲げる事項又は第四項の規定に基き厚生大臣が定める事項を広告する場合においても、その内容が■［「虚」カ］偽にわたり、又はその方法が第四項の規定による定に違反してはならない。

　　医療法第十九条第四項の規定に基き、広告し得る事項の件（昭和二十五年三月二十七日厚生省告示第七十二号改正昭和二十五年六月厚生省告示第一六〇号）

　　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六十九条第四項の規定に基き、広告し得る事項を次のように定める。

　　一―五　略

　　六　優生保護法指定医

　　七　優生結婚相談所

　　以下略

　薬事法

第二十九条　医薬品の販売業を営もうとする者は、店舗を有する販売業者にあっては、その店舗ごとに、配置販売業者にあっては、その営業区域ごとに、当該店舗の所在地又は営業区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。但し、医薬品の製造業者又は輸入販売業者が、その製造し、又は輸入した医薬品を医薬品の製造業者又は販売業者に販売しようとするとき、又は医局開設者が医薬品の販売業を営もうとするときは、この限りでない。

　　２　前項の登録は、毎年十二月三十一日までに、その更新を受けなければ、その効力を失う。

第二十三条

２　なお現行法によれば「優生結婚相談所」の名称を使用しないでこれと類似の行為を行うことを禁止することはできないがその影響するところは極めて大なるものがあるのでその事業内容等について充分指導されたい。

（二四・一〇・四　衛庶第二一〇号　衛生部長宛　公衆衛生局庶務課長、医務局医務課長名)

**通し番号37**

**優生保護法逐条通牒　第22条2**

第二十二条

２　法第二十二条の規定により厚生大臣の許可を得て設置する優生結婚相談所は、そこにおいて医師が健康診断、採血、ペッサリーの挿入等の医行為を行うのであるから、診療所として医療法の適用を受けるものであり、即ち、優生結婚相談所を設置した場合には、医療法第七条又は第八条の規定による診療所開設の許可又は届出を必要とすると共に、診療所に関する規定の適用を受けるものであること。但し病院又は診療所の開設者が施設の一部を使用して優生結婚相談所をその病院又は診療所内に設置した場合には、その病院又は診療所の一部と考えられるのであって、特に別個に診療所として医療法の適用を受けるものではないこと。この場合には、医療法施行規則第一条第二項、第三条第二項、第四条第二項等の適用を受ける。

（二四・一〇・四　衛庶第一〇一二号　知事宛　公衆衛生局長　医務局長名）

**通し番号38**

**優生保護法逐条通牒　第13条17**

第十三条

17　昭和二十四年八月十七日衛発第八五二号「優生保護法の一部を改正する法律施行に関する件」通知中、収入の認定方法として、収入の認定をする場合に「扶養義務者からの扶養等はこれを収入に見込まないこと」とあるが、この場合の「扶養義務者からの扶養」とは、妊娠の継続又は分娩によって生活が著しく困窮し、そのために新たに扶養義務者から扶養を受けるのでなければ生活を維持する事ができないと云う場合に於て新たに行われることの期待される扶養を云うのである。この様な扶養はそれが確実に実施されうるものであっても収入に見込む必要はない。  
この様な取扱をするのは新に妊娠した場合に他から扶養を受けさせ乍ら妊娠の継続又は分娩をする事を強制することは、妊娠の継続又は分娩によって生活の著しく困窮する者に対して妊娠中絶を認めることとした今回の法改正の趣旨に副わないからである。  
しかしこの場合でもその者の受ける扶養が毎月経常的に受ける生■［「活」カ］費の如きものである場合には、その分だけを従来通り収入に見込んで認定を行わなければならないことは勿論である。

（二四・一〇・二一　衛発第一〇六五号　知事宛　局長名）

**通し番号40**

**優生保護法逐条通牒　第15条**

第十五条

優生保護法第十五条に規定する人工妊娠中絶の手術は、指定医師であれば申請者でなくても、これを行うことができるものと解されたい。

（二四・一一・二二　衛庶第二二〇号　新潟県衛生部長宛　課長名）

**通し番号41**

**優生保護法逐条通牒　第17条6**

第十七条

６　地区優生保護審査会における人工妊娠中絶適否の審査は次のような理由によって都道府県の事務と認められる。

* 1. 法第十七条に「地区優生保護審査会は、都道府県知事の監督に属し」と規定しているが、これは審査会の委員の任命とか運営とかいう監督に関する事務だけを行うことを意味するもので、審査に関する事務を行うという事を規定しているものではない。これは例えば都道府県公安委員会は都道府県知事の所轄の下に置かれ（警察法第二十条）知事が委員の任免を行うにかかわらず、同委員会の事務は知事の事務ではないのと同様である。
  2. 人工妊娠中絶の審査は都道府県の住民の母体保護を目的とするものであるから、地方自治法第二条第三項第一号に規定する「住民の健康を保持すること」に該当する。従って人工妊娠中絶の審査は都道府県の事務であるといわなければならない。  
     人工妊娠中絶の審査は、このように都道府県の事務に属し、且つ特定の個人のためにする事務であるから、地方自治法第二百二十二条第一項及び第二百二十三条第一項の規定により、都道府県条例をもって手数料を徴収する事ができると解すべきである。  
     なお　昭和二十四年一月二十日厚生省発衛第三号厚生次官通知は、当時法務庁及び地方自治庁の了解を得て施行したものである。

（衛庶第二一九号　二四・一一・二二　大阪府衛生部長宛　課長名）

**通し番号42**

**優生保護法逐条通牒　第13条18**

18　優生保護法第十三条第二項に規定する医師の意見書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 妊娠、出産が健康に及ぼす影響に対する医師の意見 | 本人の現在の身体の状況 | 本人の既往の主なる疾患 | 人工妊娠中絶を受くべき者の |
|  |  |  | 現住所  姓　名  職　業  　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日生 |

　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　医師　氏名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

記載上の注意

1. 本人の現在の身体状況欄には現在疾病があればその状況を書くほか、妊娠の状況等を書いても差し支えない。
2. 妊娠、出産が健康に及ぼす影響に対する医師の意見の欄には例えば左の様に記載し、人工妊娠中絶に関する適否の意見については記載する必要はない。但し、明確に判定しうる場合には記載しても差し支えない。  
   　　　身体的理由の場合＝栄養状態が著しく障害されるおそれがある。  
   　　　経済的理由の場合＝栄養失調におち入るおそれがある。

（二四・一一・二四　衛発第一一七九号　知事宛　局長名）

**通し番号44**

**優生保護法逐条通牒　第12条4・8、第13条9～12・13、第14条1**

第十二条

４　第十二条と第十三条との関連において「母体の生命に危険を及ぼす虞れのある場合」と「母体の健康を著しく害する虞れのある場合」との限界点については、「生命に危険を及ぼす虞れのある場合とは、当該具体的情況において医学的常識経験から見て死亡の結果が予想される場合であって、これについては厳格に考慮せられたいこと。

（二四・六・二五　衛発第八〇号　知事宛　次官名）

８　優生保護法による人工妊娠中絶と刑法第三十五条（法令又は正当の業務によりなした行為の違法性阻却）及び刑法第三十七条（緊急避難行為の違法性阻却）との関連については、優生保護法は刑法第三十五条にいわゆる法令による行為、正当の業務行為の限界を定めたものと解すべきであって、優生保護法の規定による場合以外に刑法第三十五条によって違法性が阻却される場合はないが、一般緊急避難行為に対しては刑法第三十七条がそのまま適用されるものであること。

（二四・六・二五　衛発第八〇号　知事宛　次官名）

（参考条文）

　刑　法

　　第三十五条　法令ハ正当ノ業務ニ因リ為シタル行為ハ之ヲ罰セス

　　第三十七条　自己又ハ他人ノ生命、身体、自由若クハ財産ニ対スル現在ノ危難ヲ避ケル為メ己ムコトヲ得サルニ出テタル行為ハ其行為ヨリ生シタル害其避ケントシタル害ノ程度ヲ超エサル場合ニ限リ之ヲ罰セス　但其程度ヲ超エタル行為ハ情状ニ因リ其刑ヲ減軽又ハ免除スルコトヲ得

　　　　前項ノ規定ハ業務上特別ノ義務アル者ニ之ヲ適用セス

　　第二〇四条　人ノ身体ヲ傷害シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ五百円以下ノ罰金若クハ科料ニ処ス

　　第二〇五条　身体傷害ニ因リ人ヲ死ニ致シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ処ス

　　　自己又ハ配偶者ノ直系尊属ニ対シテ犯シタルトキハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ処ス

法第十三条

９　第十三条第一項第一号については「本人又は配偶者が、精神病又は精神薄弱であるもの」と改められたのであるが、これによって従来の遺伝性のものでなければ申請の対象にならなかったものが、遺伝性の有無にかかわらず申請することができるようになり、更に又従来は本人が別表第一号又は第二号に該当する場合だけに申請することができたのを本人は勿論、配偶者（夫）が精神病又は精神薄弱である場合にも申請することができるように適用範囲を拡大したこと。

10　第十三条第一項第二号については、従来の第二号及び第三号の場合をも含めて「身体的理由」により母体の健康を著しく害する虞れのあるものについて、他の医師の意見書を添えて申請することができるようにし、更に経済的理由により母体の健康を著しく害する虞れのあるものについても他の医師及び民生委員の意見書を添えて申請することを認めたのであって特にこの経済的理由による場合については、左の事項に注意されたいこと。

（この点については、既に法務府と打合済みである。）

11　「経済的理由によりとは、妊娠を継続し、又は分娩することがその者又はその者を含む世帯の生活に重大なる経済的支障を及ぼし、その結果母体の健康が著しく害せられる虞れのある場合をいうのであり従って、現に生活保護法の適用を受けている者（生活扶助をうけている場合は勿論医療の保護だけを受けている場合を含む。以下同じ。）が妊娠した場合、又は現に生活保護法の適用は受けていないが妊婦の継続又は分娩によって生活が著しく困窮し、生活保護法の適用を受けるに至るべき場合等は通常法第十三条第二号の適用をうけるものであること。

12　経済的な理由で母体の健康を害う虞れがあり人工妊娠中絶を行う場合生活保護法は、素行不良な者やなまけ者は適用されないので、闇の女や妾等については生活保護法の適用はないが、この場合でも本法の要件を充す場合には人工妊娠中絶を認めて差支えないことは勿論であること。

（９、10、11、12、二四・六・二五　発衛第八〇号　知事宛　次官名）

13　第十三条第三号と刑法の強姦罪との関連については、第十三条第三号の成立要件と刑法の強姦罪の構成要件とは、おおむねその範囲を同じくするものであるが第十三条第三号の要件としては、必ずしも姦淫者について強姦罪の成立することを必要とするものでは［ママ］く、責任無能力等の理由でその者が処刑されない場合でもこれに該当する場合はあること。

（二四・六・二五　発衛第八〇号　知事宛　次官名）

第十四条

１　人工妊娠中絶の可否の決定については、妊娠の原因が正常なものであるか或は不義その他不道徳的なものであるかは関係なく、母体の健康保護上必要か否かについて決定すべきものであり、従って闇の女、妾等についても妊娠の継続又は母体の健康を害する虞れのあるような場合は可否決定の対象となるものであること。

（二四・六・二五　発衛第八〇号　知事宛　次官名）

**通し番号45**

**優生保護法逐条通牒　第13条20**

第十三条

20　優生保護法第十三条第二項に規定する経済的理由に対する民生委員の意見書様式

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　　　月　　　日 　　　　　　　　　　　　　　　住所 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　民生委員　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ | 審査手数料減免に対 する意見 | 分娩の月におけるそ の世帯の経済状況 | 本人の属する 世帯の状況 | | | | | | | | 人工妊娠中絶を受く べき者 | | | 意見書 |
|  | ① 収入見込額 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 氏名 | 現住所 氏名 職業 | | |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ②分娩による収入 の増加見込額 |  |  |  |  |  |  |  | 本人に対す る続柄 |  |  |  |
| ③ ①と②の加算額 |  |  |  |  |  |  |  | 年令 |  |  | 年　　　月　　　日生 |
| ④ 妊娠並びに分娩 に要する経費 |  |  |  |  |  |  |  | 性別 |  |  |
| ⑤ ③と④の差額 |  |  |  |  |  |  |  | 就業就学状況 | 備考 | （　　　　）才 |
| 最底生活費 |  |  |  |  |  |  |  | 備考 |  |

記載上の注意

一、「人工妊娠中絶を受くべき者」と「本人の属する世帯の状況」欄の記載上の注意

①「人工妊娠中絶を受くべき者」と「本人の属する世帯の経済状況」欄の備考欄には、参考事項のほか、現に生活保護法による生活扶助を受けている者については、その旨を、当該世帯員中に生活保護法による医療の扶助を受けている者があるときはその旨を記載すること。

②右の場合には「分娩の月におけるその世帯の経済状況」欄の記載は必要でないこと。

二、分娩の月におけるその世帯の経済状況欄

　ここで分娩の月とは分娩の日から逆算した三十日間をいう。

①　収入見込額欄には、通常の収入月額（生活保護法による生活扶助費支給手続の際における収入の認定基準に準じて算定したもの）から分娩の月における妊娠、分娩による収入の減少額（例えば、勤労によって収入を得ていた婦人が妊娠の継続又は分娩によって収入を減じ、又は皆無となるような場合の減少額）を差引いた額を記入すること。  
但し、この場合ぜい沢にわたらない程度の住宅、家財道具、生産に直接必要な器材等又は扶養義務者からの一時的な扶養等はこれを収入に見込まないこと。

②　分娩による収入の増加見込額欄には、健康保険、共済組合其の他勤務先等より分娩費或は出産手当として支給される額を記入すること。

③　妊娠並びに分娩に要する経費欄には、分娩費、医療費（検診、検尿）医薬品費、栄養費、燃料費、新生児用

準備費（新生児用配給品費等）等について、地方の事情及び家庭の情況を考慮して算出した額を記入すること。  
但し、都道府県が決定した基準がある場合は、その額を記入すること。

④　最底生活費欄には、その世帯が通常の状態における最底の生活費を維持するために必要な生活費の額を、生活保護法における最底生活費認定指針に準じて算出した額を記入すること。  
但し、この場合、最底生活の教育費には、義務教育以上の教育に要する費用を含めること。

（参考資料）

妊娠並びに分娩に要する費用算定基準

この基準は妊娠と分娩による支出が最も多いと認められる分娩の月における費用を東京都の物価を基準として算定したものであるから、各都道府県において、この基準を利用する場合には、左記の点につき留意すること。

１、各都道府県は、この基準をそのまま使うことなくこの基準費目につき、それぞれの物価に適応した基準費用を算出すること。

同一都道府県において、地区により物価に著しく差異ある場合は、これを二、三個の地区に区分し、それぞれの地区に適応する基準貸［ママ］用を算定する等の措置をとること。

２、物価の変動等により、実際の費用と基準の費用とが著しく相違するに至った場合は、適当に修正すること。

妊娠並びに分娩に要する費用算定基準

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 費目 | 内訳 | 金額 | 備考 | 費目 | 内訳 | 金額 | 備考 |
| 医療費 |  | 4900 |  |  | 脱脂綿 | 24100 | 500g(配給) |
|  | 再診料 | 2200 | 国保2点 |  | ガーゼ | 7500 | 5米(〃) |
|  | 検尿 | 1100 | 〃　1点 |  | ネル | 16700 | 1.5ヤール(〃) |
|  | 交通費 | 1600 | 電車賃 |  | 晒 | 13000 | 2平方ヤール(〃) |
| 分娩費 |  | 150000 |  |  | 愛育綿 | 7800 | 150g(〃) |
| 医薬品費 |  | 166700 |  |  | 体温計 | 12000 | 1本 |
|  | すいのみ | 3000 | 1ヶ | 栄養費 |  | 87300 | 内訳別記 |
|  | 氷のう | 4000 | 1ヶ | 新生児用準備費 |  | 129340 |  |
|  | 油紙 | 8500 | 3枚 |  | ネル | 16870 | 1.5ヤール  （配給） |
|  | 亜麻仁油紙 | 500 | 1枚 |  | 晒 | 13000 | 2平方ヤール(〃) |
|  | 便器 | 15000 | 1ヶ |  | 毛糸 | 19470 | 0.5ポンド  （〃） |
|  | ゆたんぽ | 20000 | 1〃 |  | おむつ | 90000 | 15枚 |
|  | えな器 | 4500 | 1〃 | 燃料費 |  | 38000 |  |
|  | ちり紙 | 2000 | 1折 |  | 薪 | 8000 | 2把（配給） |
|  | 丁字帯 | 20000 | 2尺2寸のもの三本分 |  | 木炭 | 30000 | 1俵 |
|  | リゾール | 3500 | 30g | 総計 |  | 576240 |  |
|  | シッカロール | 4500 | 1箱 |  |  |  |  |

別記

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 費目 | 食品名 | 数料 gr | 蛋白　gr | 熱量  カロリー | 価格 | 員数 | 単価 | 金額 | 備考 |  |
| 栄養費 | 米 | 70 | 4.9 | 245 | 250 |  |  |  | 配給 |  |
|  | 米 | 35 | 2.5 | 123 | 325 |  |  |  | 非配給 |  |
|  | 鮮魚介類 | 20 | 3.8 | 27 | 300 |  |  |  |  |  |
|  | 小魚類 | 10 | 4.9 | 22 | 200 |  |  |  | （佃煮） |  |
|  | いも類 | 50 | 1.0 | 40 | 75 |  |  |  |  |  |
|  | 油脂類 | 10 | - | 80 | 760 |  |  |  |  |  |
|  | 緑菜野菜 | 100 | 1.6 | 24 | 400 |  |  |  |  |  |
|  | 柑橘類 | 100 | 1.0 | 23 | 600 |  |  |  |  |  |
|  | 計 |  | 19.7 | 584 |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  | 30 | 2910 | 87300 |  |  |
| 備考  　昭和23年度国民栄養調査によると成年女子一入［ママ］当り摂取栄養量は、熱量190カロリー、蛋白59.2gであるので熱量については必要量を満しているとして妊娠による増加カロリーのみを計上し、蛋白については必要量を下廻っているので妊娠による増加量を多くした。 因みに、妊娠後期における増加カロリーは600カロリー、蛋白は15gである。 | | | | | | | | | | |

（二五・七・一三　衛庶第七六号　衛生部長宛　公衆衛生局庶務課長　社会局庶務課長名）

（参考通牒）

　優生保護法による任意の優生手術及び人工妊娠中絶の保険給付について

　　標記については優生保護法の改正にともないその取扱が区々であるように仄聞するが、優生保護法第三条第一項に規定する任意の優生手術及び同法第十三条第一項に規定する人工妊娠中絶術に対してはそれぞれ療養の給付を行うものであるからその取扱に留意されたい。但し、同法第十三条第一項第三号に規定するもののうち単に経済的理由による人工妊娠中絶については療養の給付は行わないものとするから念のため申し添える。

（二五・三・八　保険発第五〇号　民生部保険課長宛　保険局医療課長名）

**通し番号46**

**優生保護法逐条通牒　第21条**

第二十一条

優生保護法第二十一条第二項に「優生結婚相談所は、保健所にこれを附設する事ができる」と規定されているが、これは保健所以外の場所に設ける事を禁止するものではない。したがって性病診療所に優生結婚相談所を併設する■は何等差支えないものである。  
なお、その場合、衛生的措置については充分な考慮を払われたい。

（二五・八・一〇　衛庶第八五号　宮城県衛生部長宛　課長名）

**通し番号50**

**優生保護法逐条通牒　第16条3**

第十六条

３　地区優生保護審査会の審査手数料については。一部には百五十円、二百円等に減額された向もあるが、一般には、昭和二十四年一月二十日発衛第三号次官通牒による基準額三百円を徴収しているものとみられる。しかしながら母性保護という優生保護法の趣旨及び最近における審査件数の激増等からみて、相当程度引下げることが適当と思われるので、右基準にかかわらず、これを適正額に減額されるよう取り計らわれたい。

（二六・一〇・一九　衛発第七八三号　知事宛　局長名）

**通し番号165**

**優生保護法逐条通牒　第17条3**

第十七条

３　審査会の開会は優生保護法施行令第三条の規定に従い定足数による開会を厳格に行うと共に実際に各委員が出席すべきものであって書類の持ち廻りによる審査等は適法なものとは認められない。

**通し番号166**

**優生保護法逐条通牒第23条1**

第二十三条

１　法第二十三条は「この法律による優生結婚相談所」以外のものが「優生結婚相談所」という■［「名」カ］称を使用することを禁止したものであって特にこの法律による優生結婚相談所以外の優生結婚相談所を是認するものでない。